

23障福第54308号

23長寿第55072号

平成24年 2月29日

福祉・介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部障害福祉課長（公印省略）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長（公印省略）

違法性阻却による介護職員等の喀痰吸引等の実施にかかる
経過措置の扱いについて（通知）

介護職員等によるたんの吸引等が制度化され、平成24年4月1日からは、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）の実施のために必要な知識、技能を修得した介護職員等については、一定の要件の下に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができることとされました。

あわせて、当面のやむを得ない措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、運用上一定のこれら行為の実施が認められている介護職員等（違法性阻却による経過措置対象者）については、必要な知識、技能を修得した者である旨の知事の認定を受け、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合には、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとされるとともに、これらを業務とする事業者は、その事業所ごとに、登録特定行為事業者として知事の登録を受けなければならないとされたところです。

この度、これらの認定及び登録について、下記のとおり扱うこととしましたので、該当の場合には、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請及び登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請を行うよう通知します。

なお、今回の認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請は、現に介護の業務に従事しており、在宅関係で（別記）①及び③の通知に基づき、喀痰吸引等を行っている者のみが対象となること、また、事業所ごとにとりまとめて申請する扱いとしますので申し添えます。

記

1 対象となる経過措置対象者

現に介護の業務に従事しており、在宅関係で（別記）①及び③の通知に基づき、喀痰吸引等を行っている者で、今後も喀痰吸引等の行為を継続する予定のある者

2 対象となる事業者（事業所）

上記1の対象者であって、今後も喀痰吸引等の行為を継続する予定のある者が所属する訪問介護（介護保険法）、居宅介護、重度訪問介護（障害者自立支援法）事業所

3 申請書類

(1) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請関係

- ア 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（様式 17-1）
- イ 住民票の写し
- ウ 申請者が法附則第 4 条の第 3 項各号に該当しないことを誓約する書面（様式 5-3）
- エ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①（本人誓約書）（様式 17-2）
- オ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②（第三者証明書）（様式 17-3）※注 1
- カ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③（実施状況確認書）（様式 17-4）
- キ 喀痰吸引等に関する研修終了証明書（該当するものがある場合）及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料 ※注 2

※注 1

「第三者証明書」（様式17-3）の証明者は、厚生労働省が示している「喀痰吸引等業務の施行に係るQ&Aについて（その3）」のB11にあるとおり、「その者が勤務する事業所の長や主治の医師等」であること。

※注 2

「喀痰吸引等に関する研修修了証明証（該当するものがある場合）及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料」については、次によること。

- 「第三者証明書」（様式17-3）の証明者が、申請者が勤務する事業所の長である場合

（別記）①の通知において、「入院先の医師や在宅患者のかかりつけ医及び訪問看護職員は、家族以外の者に対して、ALSやたんの吸引に関する必要な知識を習得させるとともに、当該患者についてのたんの吸引方法についての指導を行う。」と定められており、また、（別記）③の通知においても、同様の内容が定められている。

よって、「喀痰吸引等に関する研修修了証明証（該当するものがある場合）及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料」としては、「喀痰吸引等に関する教育修了証明証（該当するものがある場合）及び、修了した教育内容、教育時間を示す資料」を添付するものであること。

なお、既存の教育修了証明書や修了した教育内容、教育時間を示す資料がない場合は、いつ、誰から、どのような教育を受けたのか、その内容や時間数が分かる資料を事業所において作成し、申請者が勤務する事業所の長の証明を付した上で添付するものであること。

- 「第三者証明書」（様式17-3）の証明者が、患者又は障害者の主治の医師である場合

「喀痰吸引等に関する研修修了証明証（該当するものがある場合）及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料」の添付は不要であること。

(2) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請関係

- ア 登録特定行為事業者登録申請書（様式 1-1）
- イ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式 1-2）
- ウ 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- エ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 4 各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式 1-3）
- オ 登録特定行為事業者登録適合書類（様式 1-4）、登録適合書類チェックリスト及び該当書類名に記載した書類及びその他関連する書類
- カ 認定特定行為業務従事者認定証の写し（看護師等の資格をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者がある場合は免許証の写し）

4 申請手続の順序

- (1) 手続の順序としては、まず認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行い、その後、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請を行うこととなる。
- (2) 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請は、事業ごとにとりまとめて申請すること。
- (3) 県は、(2)の交付申請を受付後、認定手続を経て、事業所あてに認定特定行為業務従事者認定証を送付する。
- (4) 認定特定行為業務従事者認定証の送付を受けた事業者は、当該認定証の写し等の添付書類とともに、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請を行う。

5 その他留意事項

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日以降、一定の猶予期間（※期間については現在のところ厚生労働省から示されていない。）の後、実質的違法性阻却関係通知は廃止される予定である。
- (2) また、関係通知が廃止されるまでの間は、今回の認定特定行為業務従事者認定証の交付や登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を受けない場合であっても、実質的違法性阻却関係の通知により喀痰吸引等の行為を行うことは可能であるが、法改正の趣旨を踏まえ、事業者登録を円滑に行うため、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請は、できる限り平成 24 年 3 月末日までに行うこと。
- (3) 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請は、喀痰吸引等を行う介護職員等が居住する都道府県知事に行うこと（例えば、岡山県に所在する事業所に勤務しているが、香川県に居住する介護職員等は、香川県に申請すること。）。

注 なお、介護職員等による喀痰吸引等の制度に関する概要、県への登録申請様式、研修等については、障害福祉課、長寿社会対策課の各ホームページに掲載しているので、参考にすること。

【この通知に関する問い合わせ先及び申請書類提出先】

(1) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請関

香川県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ

〒760-8570 高松市番町 4-1-10

TEL 087-832-3292 FAX 087-806-0209

(2) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請関係

・ 障害福祉関係

香川県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ

〒760-8570 高松市番町 4-1-10

TEL 087-832-3292 FAX 087-806-0209

・ 高齢者福祉関係

香川県健康福祉部 長寿社会対策課 介護人材グループ

〒760-8570 高松市番町 4-1-10

TEL 087-832-3267 FAX 087-806-0206

※参考 URL

健康福祉部障害福祉課

http://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaihukushi/fukushi_joho-hp/321.html

【付記】

○（別記）④に掲げる通知に基づき喀痰吸引等を行っている経過措置対象者であって、今後も喀痰吸引等の行為を継続する予定のある者についての認定特定行為業務従事者認定証の交付申請等手続については、平成 23 年 1 月 26 日に長寿社会対策課において説明会を実施した。

○（別記）⑥及び⑧のに掲げる事業は、現在実施中であり、研修終了後に認定特定行為業務従事者認定証の交付申請等を行うこととする。

(別記)

経過措置対象となる通知（実質的違法性阻却関係通知）または事業名

通知名又は事業名	実施可能な行為の範囲	
①ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（平成15年7月17日医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引	今回申請
②盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号厚生労働省医政局長通知）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養	
③在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年3月24日医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引	今回申請
④特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろうによる経管栄養 (チューブ接続及び注入開始を除く)	
⑤介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養	
⑥平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について（平成23年10月6日老発1006号第1号厚生労働省老健局長通知）	同上	
⑦介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）	<input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養	
⑧平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	同上	

※①～④通知文の全文は障害福祉課ホームページへ掲載しています。